

平成29年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成29年9月5日 午前10時00分 開会
午後 0時11分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博
代表監査委員	柴田修		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 2番 内野悦子 14番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 報第6号 平成28年度葛城市継続費精算報告書の報告について
- 日程第4 報第7号 平成28年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報第8号 平成28年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度葛城市一般会計補正予算（第2号）について）
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第8 認第1号 平成28年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第9 認第2号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第3号 平成28年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第4号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第5号 平成28年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第6号 平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第7号 平成28年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第8号 平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第16 認第9号 平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第17 認第10号 平成28年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議第59号 市道の認定について
- 日程第19 議第60号 市道の変更について
- 日程第20 議第61号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第62号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第63号 工事請負契約の締結について（剪定枝等破砕堆肥化施設整備工事）
- 日程第23 議第64号 財産の交換について
- 日程第24 議第65号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第25 議第66号 平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。平成29年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、平成29年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、9月に入りましたが、相変わらず厳しい残暑が続いております。議員各位におかれましては、体調には十分ご留意いただき、本定例会も議会運営が円滑に進行できますよう、格段のご協力をお願い申し上げます。

また、本定例会より、議会本会議、委員会などのインターネットライブ中継を実施いたしております。今後も市民参加と開かれた議会を目指して、更なる議会改革に向けて、葛城市議会といたしまして取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

ここで、報告事項を申し上げます。

初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第25までの23議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会教育長より「教育に関する事務の点検及び評価報告書」が議長宛てに提出されております。既に議員各位に配付しておりますので、ご報告といたします。

次に、委員会視察に係る委員派遣等についてご報告を申し上げます。去る7月20日から21日にかけて実施いたしました議会運営委員会視察研修の結果報告が、議会運営委員長より議長宛てに提出されております。報告書はお手元に配付いたしておりますので、その概要につきまして運営委員長より報告をお願いいたします。

14番、西川弥三郎君。

西川弥三郎議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、議会運営委員会視察研修の結果についてご報告をいたします。

去る7月20日、21日の2日間、本委員会は滋賀県大津市及び滋賀県野洲市へそれぞれ視察研修を行いました。研修1日目は、葛城市がこの9月議会よりインターネット中継を導入するに当たり、全国に先駆けて議会のICT化に取り組みをしておられる滋賀県大津市に、タブレット端末を導入した議会運営について視察研修を行いました。大津市では、平成24年9月に議場の放送設備が老朽化により故障したことを契機に、タブレット端末導入を視野に入れた議会ICT化の促進を決定され、平成25年から議場に赤外線マイクロシステムや150インチ大型スクリーンなどの設置、音声テロップ、カメラの操作が一括で可能なタッチパネルソフトを導入され、平成26年には議会の見える化、議会の効率化を推進するため、タブレッ

ト端末を導入されました。研修では、タブレット導入が大津市議会ICT事業の集大成と位置づけられ、今後の課題などについて詳細に説明をいただきました。

研修2日目は、葛城市が6月議会において制定いたしました議会基本条例につきまして、平成22年に条例制定された滋賀県野洲市において、議会基本条例の運用について視察研修を行いました。研修では、条例制定に至るまでの経緯や施行後の運用における課題、また、これまでの議会改革の事例などについて詳細に説明を受けました。野洲市では、平成23年4月から議会報告会を実施され、当時、滋賀県下では初めての開催とのこともあり、参加者は100名を超えていましたが、回数を重ねるごとに参加者が固定化、次第に参加人数は減少していくこととなり、平成27年1月に現行制度の見直しを行い、定期的な報告会は廃止し、名称を議会懇談会に改め、市民懇談会と出前懇談会に区分して実施するなど、積極的に問題点の改善に取り組まれておりました。

いずれの研修におきましても、担当者から説明の後には、各委員から活発な質問がなされ、大変有意義な意見交換の場となりました。今回の視察研修において見聞させていただきましたことは、今後の議会運営に役立ててまいりたいと思います。

以上をもちまして、平成29年度議会運営委員会視察研修の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

西井議長 最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付しております1件でございます。所管において取扱いについて協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成29年第3回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。さて、本定例会におきまして提案させていただきました案件は、報告案件が3件、承認案件が2件、認定案件が10件、議決案件が8件の合わせて23件でございます。よろしくご審議をいただきまして、適切なお判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

西井議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、内野悦子君、14番、西川弥三郎君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

14番、西川弥三郎君。

西川弥三郎議会運営委員長 平成29年第3回葛城市議会定例会の開催に当たり、8月25日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、報第6号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第4、報第7号及び日程第5、報第8号の2件につきましても報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみを行います。

次に、日程第6、承認第5号及び日程第7、承認第6号の2議案につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

続きまして、日程第8、認第1号から日程第17、認第10号までの決算認定10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑までを行い、各常任委員会より4名ずつ選出された8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第18、議第59号及び日程第19、議第60号の市道の認定及び変更の2議案については、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第20、議第61号及び日程第21、議第62号の条例の一部改正2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、総務建設常任委員会には議第61号議案を、厚生文教常任委員会には議第62号議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第22、議第63号、工事請負契約の締結につきましては、上程し、内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第23、議第64号、財産の交換につきましては、上程し、内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第24、議第65号及び日程第25、議第66号の平成29年度補正予算2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、総務建設常任委員会には議第65号の関係部分、厚生文教常任委員会には議第65号の関係部分及び議第66号の2議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日9月5日から25日までの21日間とし、7日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。8日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。11日午前9時30分より総務建設常任委員会、12日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。13日は休会とし、14日

は午前9時30分、15日は午前10時より決算特別委員会を開催願います。19日から22日は予備日とし、25日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を、それぞれ委員長より報告願います。その後、各委員会に付託された議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決まで行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、お手元に配付のとおり1件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含め1人60分以内といたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

西井議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日5日から25日までの21日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日5日から25日までの21日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、報第6号、平成28年度葛城市継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第6号、平成28年度葛城市継続費精算報告書の報告につきまして、提案理由を申し上げます。

本報告につきましては、平成24年度から平成28年度までの5カ年度の継続費を設定し、事業を進めてまいりました地域循環型社会形成推進事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましては法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

日程第4、報第7号、平成28年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について、及び日程第5、報第8号、平成28年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上、報告案件2件を一括議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第7号及び報第8号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第7号、平成28年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率であり、各地方公共団体はこの健全化判断比率により、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には財政健全化を図ることとなります。

それでは、本市の健全化判断比率についてご説明をさせていただきます。

1つ目の比率である実質赤字比率。この比率は一般会計等、すなわち本市におきまして、一般会計、学校給食特別会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、霊苑事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。葛城市の場合、実質収支は黒字であり、実質赤字額はございません。

2つ目の比率である連結実質赤字比率。この比率は一般会計等及び公営事業会計の全会計、すなわち一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、一般会計、特別会計、水道事業会計の実質的な収支は黒字、資金不足は発生しておらず、結果、この連結実質赤字額につきましてもございません。

3つ目の比率であります実質公債費比率。この比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、平成26年度、平成27年度、平成28年度の3カ年平均で5.8%であり、これは早期健全化基準である25.0%を下回っております。

4つ目の比率であります将来負担比率。この比率は、一般会計、特別会計、水道事業会計、土地開発公社、本市が加入している一部事務組合、広域連合等も含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、60.2%であり、これは早期健全化基準である350%を下回っております。

このように、平成28年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりも下回った比率であり、健全段階と判断されるわけでございます。

ます。なお、財政運営につきましては、新市建設計画に基づく大規模事業の執行に伴う市債の発行や公債費の状況を踏まえた中で、引き続き歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えます。

次に、報第8号、平成28年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、下水道事業特別会計の資金不足比率につきましては、平成28年度葛城市下水道事業特別会計決算における歳入歳出差引額は92万615円となり、翌年度へ繰り越すべき財源6万3,000円を差し引いた実質収支額は85万7,615円と黒字となっております、資金不足は発生しておりません。しかしながら、歳入におきましては一般会計から7億3,600万円の繰り入れをいたしておりますので、今後も水洗化率の向上に努めるとともに、下水道使用料の確保、効率的な維持管理を行い、下水道事業の経営健全化に努めてまいります。

また、水道事業会計の資金不足比率につきましては、県水の受水費等の未払い金を含む流動負債1億107万3,535円に対しまして、現金預金等の流動資産は22億6,548万2,263円でございます、流動資産額が流動負債額を上回っておりますので資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、今後は浄水施設や老朽管の耐震改良、更新、補修工事等に多額の費用を要する時期を迎える中、今まで以上に事業の効率化に努めて取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

西井議長 次に、監査委員より、報第7号及び報第8号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、柴田修君。

柴田代表監査委員 おはようございます。

それでは、ただいまから平成28年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果を申し上げます。

なお、この審査は監査委員2名合議の結果であります。

審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。

審査の結果は、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類について、適正に作成されているものと認めました。

葛城市においては、健全化判断比率に係る実質公債費比率や将来負担比率などの4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標に係るいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準を大幅に下回っている健全な財政状況であるものと認めます。本年度においては、多額の基金の取り崩しをされたことや、平成27年度からは地方交付税の合併算定替の段階的縮減の開始に伴い、標準財政規模が減少していることから、これまで以上に財源が限られている中で施策の施行を求められるわけであり、歳入の確保、歳出の削減に向けた取り組みが必要と考えられます。

今後とも、行財政改革を積極的に推進され、より一層の効率的な組織運営と事業の点検、

見直しを行うなど、徹底した経費の削減、合理化に努めることとともに、自主財源の確保を図っていただきたいと思います。引き続きより健全な財政運営を行うことを望みます。

以上をもって、財政健全化並びに経営健全化審査の結果報告を終わります。

監査委員、柴田修。同じく赤井佐太郎。

以上でございます。

西井議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件についても法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、承認第5号及び日程第7、承認第6号の専決処分の承認を求めることについての2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました承認第5号及び承認第6号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成29年度葛城市一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

本案につきましては、学校給食特別会計予算の増額補正に伴いまして、同特別会計に対します繰入金883万円の増額補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ883万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億2,185万5,000円とするものでございます。

なお、本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年8月17日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第6号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ883万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,703万円とするものでございます。補正内容につきましては、2学期からの米飯炊飯業者の変更に伴い、新たな備品及び消耗品を必要とするもので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年8月17日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略し、討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

9番、藤井本浩君。

藤井本議員 それでは、3点について質問をさせていただきたいというふうに思います。

この給食の変更ということで、大阪の八尾の業者さんにかわったということから、今回の補正予算が提出されているわけでございます。専決をされて、もう既に2学期の給食も始まっているということでございますけども、これ、もとをただすと、この業務委託契約書、ここからの補正予算であろうかというふうに思います。この業務委託契約書を我々の手元にいただいたのが、先日の1日、いわゆるきょう5日でございますので4日前です。この4日間でこれを読ませていただいて、まだまだ聞かなければならないところがございますので、冒頭に申し上げましたように、まず3点についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

今回、八尾の業者さんに変更になりました。まず、この業者さんについてお伺いをするわけでございますけども、学校給食会というものとの関係について、まず1点目はお話をさせていただきたいというふうに思います。

全国どこの都道府県におきましても、学校給食の材料確保、また、安全な供給ということで、学校給食法に基づいて、その相手方、いわゆるそれを遵守するというので、学校給食会というものが設置をされています。これは財団法人として、どこの都道府県にも設置をされている。もちろん奈良県にも設置をされているわけですね。今までは昔から、當麻町、新庄町の時代から、学校給食会というものの指定を受けた業者さんで、米飯とかパンの製造を行ってまいりました。この学校給食会の指定を受けるということにつきましては、詳しくここでは述べませんが、一定の条件、これをクリアした業者さんが都道府県の学校給食会の認可を受けるということでございます。ここでは、本当に安定的な供給を目的として、また、材料として安全確保を願っているということですね。また、今後において、アレルギー対策等の、今、全国的にご研究もされている。もっと言っていくと、災害のとき、学校給食会そのものが食料供給をする、米飯でおにぎりを供給するというようなこともやっておられるわけですね。

今回、まず1問目としてお伺いするのは、今、契約をされた大阪の業者さんが、一定の給食というものの条件をクリアされた学校給食会の指定業者さんなのかどうかということですね。これを、まずお伺いしておきたいというふうに考えております。1点目は以上です。

2点目は、この業者さんを選択された経緯ですね。本来であると、奈良県の業者さんからということであったであろうかと思っておりますけども、奈良県の業者さんではだめだという葛城市の判断のもと、大阪に出向かれたと。なぜ、大阪に出向かれて、それはこの場ではいいとしても、なぜ入札という形をとられなかったのか。提案型の入札というものが本来の姿であろうかと思っておりますけども、1社に指定をされて業者さんを選定された、こういうことでございます。このことについて、2点目としてお伺いしておきます。

3点目、1日、4日前にいただきました業者さんとの業務委託契約書、中身まで読みませんが、一番後ろに、大阪の業者さんと提携はしたけども、奈良県のお米を使うんだよと言わんばかりに、材料の米のことまでここに明記されたものを我々にお示しいただいております。お持ちの方、少ないかわかりませんが、これを見ますと、奈良県産と確かに

書いてある。日の光って書いているんですね。漢字で書いているんです。地名で日光ってありますけども、日光と書いて、その中に平仮名で「の」と書いてある。日の光と。どこの業者さんに尋ねても、いわゆる米のヒノヒカリというのは片仮名で、片仮名で商標登録がされている。この日光と書いて中に「の」と書く、日の光。これ、新しい苗種が出たのか。これ、葛城市の市長名で締結されている契約書ですからね。何ぼコピーといえど、こういう米の名前の新しいものが出たのか、間違いでしてんというものなのか。私ら見たことないですから。奈良県産ということをお場で言いたかったのであろうかというふうに思います。

その次、ここに明記が抜けているのは、本来、今まで奈良県の給食会から納入していただいていた米でありますと、例えば、これがヒノヒカリ、そこには片仮名でヒノヒカリとあるわけですね。その等級というのは1級、2級、3級というふうに言うと思うんですけども、ヒノヒカリ1級、一番新しいものでしたら、平成28年度産と、こういう明記がされている。これは、一般の方、市販で米を買われようとも、そういうふうなものになっているわけですね。ところが、何遍も言いますけども、この葛城市が使おうという米、そういう表示もない。何年度産という表示もない。また、等級の明記もない。名前は何遍も言いますけども、これ、見たらびっくりされると思いますけども、日光と書いて真ん中に「の」、日の光。この辺について、子どもたちに食べていただく給食、大変大事やと思います。市民の方も注目をされている。この契約書についてきちんとご説明をいただきたい。

以上でございます。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。おはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの、まず1点目のご質問の方でございますが、今回新しく契約させていただきました、大阪の八尾市の業者の方でございますが、大阪府の学校給食会には入っておりません。といいますのは、大阪府の学校給食会では、ほとんどの場合、米穀卸店、また、米飯の炊飯業者でも米飯のみ、いわゆるおかずと一体のそういった納入ではないところを指定しているようでございます。今回、契約させていただきます業者につきましては、いわゆる一般的にいう弁当屋さんでございまして、こちらのそういった事情のため、大阪府の学校給食会には入っておられないということでございます。ただ、大阪府の府下の市町村の方には、既に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校も含めまして、納入実績、1日3万食程度の納入はされておりますので、そういった実績がございます。この業者はそういった業者さんでございませぬ。

また、この業者さんの方ですが、新しい業者さんを検討するに当たって、教育委員会といたしましては、安心安全の追及というところからこういった業者に突き当たったわけでございますが、この業者さんは食品衛生の国際標準規格でございますISO22000、こちらの認証取得されておる業者さんでございまして、そういったところからこの業者さんと契約させていただいたというところでございます。

次に、2点目の方でございますが、なぜ入札をしなかったのかというご質問であったかと思ひます。この入札の方の理由でございますが、大変申しわけございませぬでしたが、先ほ

ど申しましたように、安全安心を最優先に考えるというところから、ISOの認証取得業者を探しました。また、本市の配食、およそ毎日4,100食でございますが、こういった配食に対応できる場所。また、葛城市からほど遠くない、距離的な配送時間の問題。それから、あと、食器の消毒並びに洗浄、本市の求めるシステムでございますが、そういったことを総合的に含めまして、可能な業者が奈良県内にはございませんでした。そういったことから、この大阪の業者さんの方に決めさせていただきまして、ここしかないということで随意契約とさせていただいたところでございます。

次に、3点目の方でございます。ヒノヒカリの表記の方法でございますが、これは早急に確認をさせていただきます。恐らく漢字と片仮名の書き間違いである可能性もございますので、こちらの方で早急に確認させていただきます。大変申しわけございません。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 ご答弁ありがとうございます。今のご答弁に基づきます2回目の質問に立たせていただきたいというふうに思います。

言わはったように、弁当屋さんなわけですな、ここはね。弁当屋さんやけど給食の実績がありますよと、こういうご答弁でございました。私なりに調べたところの、詳しく調べさせてもらったつもりですけども、今のご答弁にはございませんでしたけど、この弁当さんが給食もやってんねんと、こういうことでございました。大阪の給食の行政そのものがどうなっているかということについて、少し、私、今、触れたいと思います。

大阪は小学校給食というのは、早くから100%で来たわけですね。中学校給食というものが非常に遅かったんです。私が今、中学校給食の実施状況についてという資料だけ、きょう持ってきているんですけども、例えば、平成22年の資料をきょうは持ってきています。中学校給食、全国でいうと、全国の実施率が80%を超えている。この表では、82.4%というふうになっていますけども、平成22年度5月の調べになっています。このときに大阪の実施率が、全国の最低の10.5%やったわけですね。かなりおくれていた。これは大阪のやり方ということであったのでありましょう。小学校は早くから100%近くはいていた。この後、橋下知事というのが登場された。橋下知事は中学校にも給食を入れなければならない、こういうふうに訴えられたわけですね。しかし、給食センターをすぐにつくるわけにもいかない。また、その業者さんを見つけるわけにもいかないということで、デリバリーの弁当屋さんというのが業者さんとして台頭してきたわけですな。それで、今、大阪の方では、こういう弁当さんの給食というのがふえている。中学校に対してですね。小学校は、先ほどから申し上げるように、学校給食会というものを通した、そういう給食が100%近く実施されている。ここはきっちりとしといてくださいね。小学校では学校給食会を通じた給食が100%近い。今、ご答弁としていただいたのは、中学校のお話であるということをご認識いただきたいと思います。ということは、葛城市、小学校にも入れてもらうわけですけど、これは公立小学校に入れていただく、学校給食会を通じずに入れてもらうというのは、私は大変珍しいお話であろうかというふうに思います。この辺の確認もしておいていただきたいなというふうに思っ

おります。

続いて、なぜ入札をしなかったということでございますけども、私が尋ねました、この松ちゃん給食というところの取引先であります松原市にせよ、地元の八尾市、八尾市は全面的にこの松ちゃん給食さんをされている。提案型の入札方式をとりましたと、こういうことでございます。記憶で話をして申しわけないですけども、松原市も4社の入札の中から2社を選択して、この松ちゃん給食さんにしたということですね。今、状況がどうかと、ここではあまり関係ないかわからないですけども、松原市も八尾市も、給食というものは選択制にされております。給食を食べてもいいし、弁当を持ってきてもいいし、コンビニで買ってもいいですよ。両方ともに言えたのは、このデリバリーの弁当屋さんから持ってきていただいているお弁当を注文する生徒は、10%から20%以内。その程度の中学生在が希望している。それ以外は弁当を持ってきているか、申し上げたように、コンビニ等で確保しているということですね。

これは再質問しておきたいと思っておりますけども、入札をここらはされている。私は入札すべきであったと思っておりますよ。市民の方にも、これとこれとを比べてここがよかったんだと。奈良県を離れていくわけですから、そういうふうにされるというのが一番よかったと思うけど、やらなかった。かつ、私、わからないのは、こうやって今回、食器とか備品の補正予算の審議をしているわけですね。かつ、この契約書を見ていると、来年の3月までの契約になっているわけですね。一生懸命ここを見つけ出したのであれば、八尾市の場合は3年契約となっています。松原市の場合は5年契約をしていると、こういうことでございます。この辺の矛盾というのがわからない。いわゆる、来年の3月31日までの契約ですけども、それ以降、また、考え直そうということでされているのかどうか、この辺は再質問しておきたいというふうに思っております。

最後に、日光と書いて真ん中に「の」と書いた日の光。これは調べておきますということです。調べておいてください。調べておいてもらうけども、肝心な中身が抜けているんですね。金額まで載っているわけですね。漢字で書いた日の光、そして、金額何ぼ。しかし、等級が載っていない。何年度米が載っていないわけですね。ここのところは再質問させさせていただきたいと思っております。例えば、流通するものでしたら、新しいものは平成28年度米ですけども、悪く考えれば、平成26年度米と平成27年度米をブレンドしたものもいけるわけですね。学校給食会を通じるということになるとそういうことはないわけですけども、この辺、どういうふうなことで契約をされたのか、これは再質問しておきたいと思っております。

以上です。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問の、まず1点目でございます。入札の方をなぜしなかったという、追加の質問でございますが、まず、契約は来年の3月末までということでさせていただいております。この業者をいろいろ選考するに当たりまして、先ほど申しました衛生面の国際標準規格、そういった認証というところでもございましたので、今現在、奈良県内にはそれを持って学校給食をされているところはないということでございましたので、最終的に、当市の

配送システムの条件に見合うというところで、この業者に当たったわけですが、今後、奈良県内でそういった、学校給食を扱われている業者さんの方で、HACCPやISO、そういった国際認証基準を取得していただくような業者が出てくるのが予想されます。今後、そういった認証をとっていただく業者が出てきましたら、また、県内の業者様でも検討に入るといことで、あえて今回、契約の方は3月末までということにさせていただいた、そういうような状況でございます。

それから、2点目の米の等級とか、何年度の米を使うとかというところでございます。年度につきましては、少なくとも今年度は、9月、10月につきましては、昨年度の米を使用させていただくように、そうした協議をさせていただいております。また、11月分からについては、いわゆる新米というところで、それを使っていただくようにということで、協議の方はさせていただいているところでございます。

ただ、あと、等級の方は、細かくは協議はいたしておりませんでした。一般的に、業者さんの学校給食用として扱う、そういった米の等級と申しますか、そういった米を、ほかの市町村と同じような状況の米を使っていただくということで協議はさせていただいておりますので、細かく何等級という協議の方はしておりませんでした。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 質問が2度までというふうに決められておりますので、意見を述べて終わりたいというふうに思います。

まず、前後しますけど、契約するときの米、そういうふうに指導していますとか、これからわかりませんねんというんじゃなくて、やはり、せつかく市との契約でされるのであれば、特に学校給食という大量なものですよね。今までどおり、特に奈良県の学校給食会とは契約をされてきたんやから、初めてじゃなく、それと同じように契約をされる。どこが一緒で、これからどう変わるんだというようなところ辺、きちっとやっぱり契約、市との契約ですから、されるべきであろうかというふうに思います。この学校給食の問題については、私はこれは大きな、今、葛城市の問題というふうに受けとめておりますから、一般質問も出させていただいております。まだまだ聞かなければならないところ、これについては一般質問で60分の時間をいただきながら質問させていただきましても、これはもう意見で聞いておいていただけたらいいけども、こんな大事な問題、奈良県から大阪の業者を委託するというのは、奈良県では初めて。これ、奈良県で初めてじゃなく近畿ではないんですね、こういうことは。他府県で給食をつくっていただいているというのは、近畿ではないわけですね。ただ、全国では、僻地とか、どうしても交通手段とかで持ってこれない。これは奈良県給食会に聞いたお話ですけども、全国ではそういうところがあるかもわからない。しかし、本当に特異なことを今、やられているわけですね。そういうときは、もう少し市民を巻き込んだ、市民の総意でちゃんとやっていく。子どもが食べるものです。もう今までのことのないように、もっともときちんと、我々議会とも議論をちゃんとして、市民、また保護者、PTAの方とも議論をしてやるべきであったであろうと思います。

意見しか述べられません。残り是一般質問の方で、きちっと聞かせていただきたいと思います。

以上、終わります。

西井議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、承認第5号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないので、討論を終結いたします。

これより、承認第5号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、承認第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないので、討論を終結いたします。

これより、承認第6号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、認第1号から日程第17、認第10号までの決算認定10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

いささか長くございますので、早口で読ませていただきます。

最初に、認第1号、平成28年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は192億4,970万5,773円で、予算現額に対する収入率は89.4%でございます。また、歳出決算額は186億3,757万9,195円で、予算現額に対する執行率は86.6%となっております。歳入歳出差引残額は6億1,212万6,578円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4億4,387万708円を差し引いた実質収支額は1億6,825万5,870円でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては9億687万8,000円の減額となっております、平成28年度末の現在高は48億9,695万1,000円となっております。

次に、認第2号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてございま

すが、歳入決算額は45億2,848万5,786円で、予算現額に対する収入率は95.9%でございます。また、歳出決算額は45億755万1,752円で、予算現額に対する執行率は95.5%となっております。歳入歳出差引残額は2,093万4,034円で、実質収支額も同額でございます。なお、本年度の基金の増減はなく、平成28年度末の現在高は52万3,000円となっております。

次に、認第3号、平成28年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は25億51万7,344円で、予算現額に対する収入率は99.5%でございます。また、歳出決算額は24億6,888万2,552円で、予算現額に対する執行率は98.2%となっております。歳入歳出差引残額は3,163万4,792円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては449万1,000円の増額となっております、平成28年度末の現在高は3,433万3,000円となっております。

一方、介護サービス事業勘定では歳入歳出決算額はともに2,352万2,528円で、予算現額に対する収入率は執行率とともに90.9%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は15億2,417万6,938円で、予算現額に対する収入率は98.0%でございます。また、歳出決算額は15億2,325万6,323円で、予算現額に対する執行率は97.9%となっております。歳入歳出差引残額は92万615円となり、翌年度へ繰り越すべき財源6万3,000円を差し引いた実質収支額は85万7,615円でございます。

次に、認第5号、平成28年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は3億4,027万2,297円で、予算現額に対する収入率は97.0%でございます。また、歳出決算額は3億4,003万6,165円で、予算現額に対する執行率は96.9%となっております。歳入歳出差引残高は23万6,132円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は106万3,607円で、予算現額に対する収入率は99.4%でございます。また、歳出決算額は106万2,171円で、予算現額に対する執行率は99.3%となっております。歳入歳出差引残額は1,436円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、平成28年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は1,117万9,433円で、予算現額に対する収入率は54.5%でございます。また、歳出決算額は1,017万9,773円で、予算現額に対する執行率は49.7%となっております。歳入歳出差引残額は99万9,660円で、実質収支額も同額でございます。なお、本年度中の基金の増減につきましては106万1,000円の増額となっております、平成28年度末の現在高は2億4,919万1,000円となっております。

次に、認第8号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,538万6,586円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに90.5%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第9号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてで

ございますが、歳入決算額は3億5,856万6,340円で、予算現額に対する収入率は100%でございます。また、歳出決算額は3億5,764万6,440円で、予算現額に対する執行率は99.7%となっております。歳入歳出差引残額は91万9,900円で、実質収支額も同額でございます。

最後に、認第10号、平成28年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては7億8,581万5,541円で、予算現額に対する収入率は98.4%でございます。一方、水道事業費用は5億9,615万7,032円で、予算現額に対する執行率は94.0%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は1億7,261万3,365円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は2,903万5,930円で、予算現額に対する収入率は145.1%でございます。一方、支出額は3億1,282万7,624円で、予算現額に対する執行率は95.1%となっております。この資本的収支における2億8,379万1,694円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 次に、監査委員より認第1号から認第10号まで、以上10議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、柴田修君。

柴田代表監査委員 それでは、ただいまから平成28年度葛城市一般会計、各特別会計並びに水道事業会計の決算審査の結果について報告をいたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要及び意見については、お手元の配付しました資料をご参考にしていただければと思います。

審査の方法は、市長から提出されました各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況をあらゆる書類等に基づき、関係帳簿と照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について比較検討し、あわせて、必要に応じて各関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は関係法令の規定に準拠して作成されており、関係帳簿、その他証拠書類と照合、点検したところ、計数は正確であると認め、予算の執行についても、おおむね適正であると認めました。

しかし、以下に述べる点については検討を要する課題として、今後、必要かつ適切な処置を講じていただくよう、よろしくお願いをいたします。

以下、10条を申し上げます。

1、電力の自由化について。

電力の自由化に伴い、早期に事業者の変更を実施されたことにより、各施設において経費の削減がなされており評価いたします。今後は、安定した電力の供給を維持しつつ、より経費のかからない手法を継続して、対策を進めていただきたいと思います。

2、証明書のコンビニ交付の推進について。

マイナンバーカードを活用した住民票及び印鑑登録証明書のコンビニ交付は市民の利便性

の向上をさせるものであるが、現在のところ、その成果は出ていないのが現状であります。しかし、将来的にコンビニはサテライト市役所の代役を担う可能性も考えられます。その活用方法については、今後も調査研究をしていただきたいと、かように思います。

3、新施設についての意見であります。

新市建設計画の主要な事業であった新クリーンセンターや道の駅等、多年の建設事業を遂行されたことについては評価されますが、今後は費用対効果を意識し、適正な維持管理及び運営をお願いしたいと思います。また、新たに、こども・若者サポートセンターを開所し、近年急増している児童虐待やひきこもり、不登校等の問題が重症化にならないよう支援をされていることではありますが、市民により一層身近な相談窓口となるよう、各関係機関と連携を進め、取り組んでいただきたいものであります。

4、教育環境について。

本年度より新庄地区幼稚園においては、3歳児保育を開始したことに伴い、平成28年度は保育準備のために幼稚園管理費が増額しています。また、中学校施設準備事業においても、中学校に空調設備の導入をしたことに伴い増額が見られましたが、将来を担う子どもたちによりよい環境を整備することは評価できるものであります。今後も、磐城幼稚園の建替えなどの必要性、緊急性に留意しながら、子どもたちに適切な教育環境の整備を実施していただきたいと思います。

5、観光事業について。

観光客の誘致を図るため、地域一体となった映画作成や相撲発祥の地を有効に活用した「けはやまつり」等、地域の知名度向上のためのPR活動により、観光客の増加が認められることについては評価をします。今後においては、県や関係する近隣市との連携を図りながら、市内の観光資源を有効的に活用し、葛城市の観光発展に引き続き邁進していただきたいと思います。

6、繰越明許費について。

土木費や教育費等の執行において、繰越明許費が発生しています。会計制度上、認められてはいますが、やむなく繰越しされた事業については、会計年度独立の原則に基づき、早期に完了されること、また、適正に事業を遂行するよう強く求めます。

7、市税の確保及び学校給食費滞納分の早期収納について。

平成28年度市税現年滞納繰越合計の収納率は、前年度比0.87%伸びており、収入額も増加になっていることから、新たに導入されたコールセンターでの催促や職員の収納業務の努力による結果と評価されます。今後も市税の確保に向けてより一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、滞納繰越処分については、税の公平性の観点から、時効の中断処置や差し押さえ等の厳正な処置を適切かつ速やかに講じ、早期収納に努めていただきたいものであります。また、学校給食費の滞納繰越処分については、年々増加傾向にあるため、早急に徴収方法等の抜本的改革に取り組み、公平性を確保していただきたいものであります。

8、各特別会計について。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各特別会計については、市全体の決算額の大きな割合を占めております。特に、介護保険特別会計については、要介護及び要支援認定者数は前年度より96名増加、1,759名となっており、65歳以上の高齢化率も、平成28年度末現在では26.80%になり、昨年に比べて0.78%増加をしております。今後も進行が予想される中において、そのためには、市民が健康で長生きできるよう介護の予防に重点を置いた保健事業や、地域支援事業の推進を努めていただきたいと思います。

9、水道事業会計について。

水道事業会計については、大口需要者の給水収益が伸び悩む中において、万全の経営計画をもとに、給水収益確保のため、漏水防止等に努力され、利益の向上を目指していただきたいと思います。また、未収金対策及び不納欠損処分については厳正な処理を行い、収納率向上により安定した財産基盤を堅持し、更なる経費の節減、事業の効率化を図るとともに、地震等災害対策にも配慮していただき、水道事業本来の使命である、安全で良質な水の安定供給に努められますよう望みます。

10、総括。

現在、国内の景気は徐々に回復しつつあると言われており、本市においても、市税は増加していますが、新市建設計画に伴う諸事業に要する最終年度であったために、市債の発行額が過去最高の金額となっており、それらの要因から、財政調整基金の取り崩しが多額になり、基金残高が減少し、厳しい財政状況にあります。このような厳しい情勢下にあって、本市では、子どもたちを初め、高齢者の方々まで、市民が安心して暮らせるまちづくりのために各種施策を推進していかなければなりません。そのために、今後より一層、市長を先頭に職員諸氏が一丸となって、積極的に多くの国等の補助事業を取り入れながら、常にコスト意識を持ち、最小の経費で最大の効果を上げ、市民福祉の向上に取り組んでいただき、さらに、この審査の結果を踏まえて、将来を展望した財政シミュレーションによる計画的な行政運営を推進しつつ、複雑かつ多様な市民ニーズに適切に対応し、公正で透明な行政運営に努められるよう望むものであります。加えて、市民の健康と福祉の増進に一層の努力を願うものであります。

最後に、8月31日に、市民の方より、この決算に関する内容の住民監査請求が提出されました。本件の取扱いについては慎重に内容を精査させていただいておりますことを加えて報告いたします。

以上をもって審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、柴田修。同じく赤井佐太郎。

以上でございます。よろしく願いいたします。

西井議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本10議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号から認第10号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時24分

再 開 午前11時50分

西井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長、朝岡佐一郎君、同じく副委員長、川村優子君。以上です。

次に、日程第18、議第59号及び日程第19、議第60号の市道の認定及び変更の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第59号及び議第60号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第59号、市道の認定についてでございます。本案につきましては、分譲住宅の開発に伴い、市に帰属することになった通り抜けできる道路を市道認定するものでございます。

次に、議第60号、市道の変更についてでございます。本案につきましては、分譲住宅の開発に伴い、既に認定している市道の一部区間を廃止し、新たに市に帰属することになった道路の一部区間を認定して、市道の路線を一部変更するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第59号及び議第60号の2議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第20、議第61号及び日程第21、議第62号の条例の一部改正2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第61号及び議第62号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第61号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年3月31日に公布された雇用保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年10月1日に施行されることに伴い、非常勤職員について、2歳に達する日まで育児休業することができる当該子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として、保育所等に入れない場合について、本条例で定めるものでございます。

また、職員が再度の育児休業を取得することができる特別な事情、再度の育児休業の延長ができる特別な事情及び育児短時間勤務終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務することができる特別な事情に、当該子が保育所等に入れない場合を明記するものでございます。

施行日は本年10月1日でございます。

次に、議第62号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年6月2日に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法が改正されたことに伴い、マイナナンバー制度の導入に係る法令等の整備を目的として、本条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、介護保険法第202条に規定される質問検査権の対象者が、第2号被保険者の配偶者及び第2号被保険者の属する世帯の世帯主等にまで拡大されたことに伴い、条例においても、法に基づく対象者の拡大を図るものでございます。

施行日は公布日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第61号議案については総務建設常任委員会に、議第62号議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第22、議第63号、工事請負契約の締結について（剪定枝等破碎堆肥化施設整備工事）を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第63号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本年度事業として施工いたします剪定枝等破碎堆肥化施設整備工事

の請負契約の締結についてでございます。本工事につきましては、ごみの減量化を図るために、農業残渣と剪定枝を利用する堆肥施設を、新庄クリーンセンターの跡地に建設しようとするものでございます。

工事の発注につきましては、本年8月10日に、総合評価落札方式一般競争入札を実施した結果、4社が応札し、株式会社森本組が落札いたしましたので、契約金額3億3,296万4,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま市長の方から上程をいただきました、議第63号の工事請負契約の締結についてご説明がございましたが、提案理由の中で少し質問をさせていただきたい。当然、これは今後、常任委員会の方に付託をされる議案でございますので、審査の影響にならない程度で、少しお伺いをしてまいりたいと思います。

この件については先ほどご説明もございましたように、また、本日の本会議冒頭の報告案件でもございました、継続費の方でも報告されました、地域循環型社会形成推進事業、これの関連事業として、大字笛堂にございました新庄クリーンセンター跡地利用を、今、ご説明がありました剪定枝等破碎堆肥化施設として建設をする。この工事の請負契約についての議案であるということは承知をいたしております。

この間、新庄クリーンセンター周辺の地域の皆様方については、旧新庄町時代から、住民の生活に密着する焼却施設ということで、本当に地元のご賛同、ご協力のもとで長年行政もしっかりと理解を求めながら稼働をしてまいりました。この件については、改めて敬意をあらわすところでございます。その後、本年4月から新市建設計画にも掲げている新たなクリーンセンターが操業をして、その役目を終えた旧新庄クリーンセンターの跡地が現在取り壊しをされて、先ほど市長からもご説明がありました、農業残渣、また、剪定枝、一般廃棄物基本計画に基づいて、年間約700トン余りのそういったものがリサイクル施設を通して、リサイクル率の向上とごみの減量化ということに資する建設であると、このような思いでございます。

市長のご説明では、契約内容のご説明があったと思いますけれども、工期についてご説明がございませんでしたので、一応、改めて工期の説明を求めてまいりたいと思います。

西井議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの議員のご質問でございます。本工事につきましては、工期を平成30年3月31日ということで、議決の日から契約といたしまして、3月末ということでございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 ただいま松村部長の方から、この建設に当たる工期については、平成30年3月末、いわゆ

る平成29年度事業として完了し、その後、状況を見ながら操業すると、こういうご説明でございました。今、部長の方からもございましたように、この案件については、議会運営委員会でお決めになった常任委員会で審査をされ、その常任委員会の採択に基づいて、今月25日に、本会議で採択を得ると。仮に、理事者の意向に沿った議決になるということになると、今、説明がございましたように、仮契約から本契約に進み、速やかに工事の着工がなされるということですが、そのような理解で、私はこの案件を精査してまいりたいと思いますが、改めて理事者に、今後そのような工程になると思われませんが、ご見解を求めてまいりたい、このように思います。

西井議長 市長。

阿古市長 工期等につきましては、担当部長の答弁の、そのとおりでございます。
以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 理事者の方から、市長の方から、工期については平成29年度末に完成するというのを、改めてお聞きいたしましたので、当然のことだろうと思えますけども、この議案については厚生文教常任委員会の方で十分にご審査をいただきまして、その採決の結果、最終本会議で、議員の皆さん方のご判断を仰ぐということでございますので、その後の工事の着工等が速やかに行われるということであれば、先ほどから申し上げますように、非常に市民の生活に密着するリサイクル施設ということでございます。ご地元の皆さん方のご賛同のもとで工事が行われますよう切にお願い申し上げまして、この後の審査については、委員会の議員の皆さん方にご審査をいただきたい、このように思うところでございます。
以上でございます。

西井議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第63号議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第23、議第64号、財産の交換についてを議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第64号、財産の交換につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、市有地の一部を交換するものでございまして、所在地は、新庄158番地、面積が164.52平方メートル、地目は宅地となっております。過日、本市有地に隣接いたしております土地の所有者より、隣り合う土地の一部を交換し、土地の不整形を解消したい旨の申し出がございました。隣接している土地の一部を交換することにより、現在、不整形な市有地がより成形な土地となるものであり、市にとりましても有益な申し出であると考えられるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第64号議案につきましては、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第24、議第65号及び日程第25、議第66号の平成29年度補正予算2議案を一括議題といたします。本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第65及び議第66号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第65号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,901万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億4,086万7,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、総務費では、住民基本台帳システムの変更委託料、民生費では、磐城小学校区学童保育所の施設整備工事に係る設計業務委託料、農林商工費では、平塚池及び中戸新池に係る補修工事請負費、土木費では、国鉄・坊城線整備事業に係る工事請負費等々の補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、議第66号、平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,194万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,444万8,000円とし、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ752万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,042万8,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、保険事業勘定については、諸支出金における償還金の追加、介護サービス事業勘定につきましては、サービス計画作成委託料の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。総務建設常任委員会には議第65号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第65号の関係部分及び議第66号の2議案をそれぞれ付託し、審査願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、7日、8日、25日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、11日午前9時30分から総務建設常任委員会、12日午前9時30分から厚生文教常任委員会、14日午前9時30分、15日午前10時から決算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後0時11分